

## 社会福祉法人戸越ひまわり福祉会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人戸越ひまわり福祉会（以下「本会」という。）の定款第 8 条、及び定款第 21 条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 5 条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第 15 条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第 2 号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第 3 条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等本会業務への出席の都度、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、別表第 1 に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 常勤役員に対しては、月額報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給できるものとする。ただし、金額については、常勤の役員を選任することが予定された段階において、評議員会の決議を経て定めるものとする。
- 3 本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には役員報酬を支給しない。
- 4 非常勤役員のうち理事長を除く役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表 2 に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。
- 5 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 に定める月額及び年度総額の範囲内で、報酬及び実費弁償費を支給する。

### (報酬支払方法)

第 4 条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。ただし理事長に関して、実費弁償費は報酬月額に含まれるものとする。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する。

附則2 令和元年6月24日、第5条第1項に但書を追加する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	5,000円	60,000円	500,000

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事(理事長以外)	5,000円	60,000円	180,000円
監事	5,000円	60,000円	120,000円

別表3 理事長の報酬

役職	報酬月額	年度総額	年間総額
理事長	85,000円	1,020,000円	1,020,000円